

酸素欠乏症に係る労災申請に関する書類等の労災防止研究に向けた活用について

独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所

### <研究の背景>

酸素欠乏症（酸欠）は酸素濃度が低下した状況で発生する災害で、罹災した場合には死亡の危険性が高い、深刻な労働災害の一つです。我が国では酸素欠乏症による労働災害を防ぐ目的で、酸素欠乏症防止規則が規定されており、規制対象となる酸素欠乏危険場所以が列挙されています。しかしながら、実際の酸欠事故は必ずしも列挙された場所のみで発生しているわけではなく、規制が不十分である可能性があります。酸素欠乏症による労働災害を防止するためには、現在規制対象となっていない職場における酸欠リスクの評価を行い、必要に応じて規制対象の再検討を行うことが求められています。

### <研究の目的>

酸素欠乏症の発生事例を詳細に調査し、発生場所や業種等によって類型化することにより規制対象となっていない場所における酸欠場所の事例を抽出することにより、酸素欠乏症のリスク評価結果を酸素欠乏症等防止規則の改正の検討に必要な情報として、厚生労働省に提供することを目的として実施します。

本研究は、厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生部門，H30-労働一般-009）により実施されるものです。

### <研究の方法>

労働災害が発生した際に事業者から労働基準監督署に提出される「労働者死傷病報告」ならびに、労働基準監督官によって作成される「災害調査復命書」を用いた研究を行います。これらのうち、過去30年間に起きた酸素欠乏症の事例を抽出し、作業場所、業種、作業内容等により類型化し、データベースを構築します。その上で、現在規制対象となっていない作業場所における事例を抽出し、その原因について精査し、リスク評価を行います。

### <倫理的配慮>

本研究は当研究所の研究倫理審査委員会によって審査され、承認されています（通知番号：H3017）。複製された関係書類は当研究所の鍵のかかる部屋に保管され、外部への持ち出しは禁止となっています。本研究のデータや成果は研究目的以外には使用されることはありません。

### <研究成果の活用>

本研究成果は、氏名等の個人情報や事業場の情報を含めない形で集計した情報を厚生労働省に報告し、酸素欠乏症等防止規則の改正に係る基礎資料として活用される他、インターネット、雑誌、学術集会、学術専門誌等に公表されます。

### <ご自身またはご家族の事案が本研究に使われている可能性のある場合>

ご自身や家族の事案が本研究に使われている可能性があって、そのような使用をご了承されない場合は、以下まで遠慮なくご連絡ください。

ご連絡いただいた方が労災請求人であることを確認させていただいてから、該当する事案を研究対象から除外させていただきます。なお、このようなご請求をされても、何ら不利な取り扱いを受けることはありません。

ご不明な点等ございましたら、以下までご連絡くださるようお願い申し上げます。

連絡先

〒214-8585

神奈川県川崎市多摩区长尾6-21-1

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

人間工学研究グループ 齊藤宏之

電話：044-865-6111（内線 8202）

FAX：044-865-6124

電子メール：saitoh@h.jniosh.johas.go.jp